

接続約款変更届出書

平成31年1月25日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7317

住 所 とうきょうとみなとくひがしんばしいちちようめ ばん ごう 東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏 名 そ ふ と ぼ ん く かぶしきがいしゃ ソフトバンク株式会社  
だいひょうとりしまりやく しゃちょうしつこうやくいん けん みやうち 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先 渉外本部 約款・サービス部

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成31年2月1日
------	-----------

接続約款新旧対照表

別紙

新	旧
<p><u>(相互接続通信の管理方針)</u> <u>第 50 条の 2 当社は、当社の第 2 種指定電気通信設備との接続にあたり、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。</u></p> <p><u>(1) 協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと。</u></p> <p><u>(2) 当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと。</u></p> <p>附則 (略) <u>附 則(平成 31 年 1 月 24 日 MKS1901150006280001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>附則 (略)</p>